

果樹農業振興基本方針

(骨子案)

目 次

第 1 果樹農業の振興に関する基本的な事項

1. 果樹農業をめぐる状況と基本的考え方
2. 消費面での対策の推進
3. 生産面での対策の推進
4. 輸出面での対策の推進

第 2 果樹の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標

第 3 栽培に適する自然的条件に関する基準

第 4 近代的な果樹園経営の基本的指標

第 5 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項

第 6 その他必要な事項

第1 果樹農業の振興に関する基本的な事項

1. 果樹農業をめぐる状況と基本的考え方

(1) 果樹農業をめぐる状況

我が国の果樹農業は、中山間傾斜地等の他の作物の栽培が容易でない地域も含め、地域ごとに特色ある経営を展開している。また、北海道から沖縄まで、多様な気候の下、東日本を中心としたりんご、西南暖地を中心としたかんきつ類をはじめ、地域の特性に応じて、ぶどう、なし、もも、かき、おうとう、パインアップル等の多種類の果樹を栽培し、それぞれ特色ある産地を形成している。

生産現場の現状を見ると、高齢化が進展（果樹農業者のうち60歳以上が全体の約7割を占める）する一方、次世代への承継が円滑に進んでいないことから、耕作放棄が加速するとともに、作業の機械化が容易でなく、長い労働時間を伴う作業を要する品目であるため、規模拡大が進展しておらず、果樹の栽培面積や果実の生産量は減少傾向で推移している。

果樹産地の生産基盤の脆弱化が見られる中で、今後の果樹農業にあっては、他産業に匹敵する農業所得が確保でき、さらにその農業所得を一層増大し、農業・農村所得の向上にもつながる施策を、国、都道府県、市町村等の行政機関をはじめ、果樹農業者、生産出荷団体、流通関係者、加工関係者、販売関係者、実需者等が一体となって重層的に講じることにより、新たな果樹産地の育成や果樹農業の発展を図ることが急務とされる。

(2) 果実の需給構造

果実の需給構造を見ると、国内需要のうち国産果実は約4割で、果汁等の加工品も含めた輸入果実は約6割となっている。また、国産果実は約9割が生鮮用果実として消費され、輸入果実はその約6割が果汁等の加工品として消費される。さらに、果実需要の内訳をみると、国産果実では、近年、生鮮果実の生産量が減少傾向で推移する一方で、輸入果実では、果汁等の加工品の輸入量が増加傾向で推移している。

今後、果樹農業の振興を図る上では、我が国的人口が減少することによる、いわゆる国内市場の縮小が見込まれる中で、簡便性や利便性等を求める消費者ニーズの高まりに対して、どのように対応していくのか、例えば、高品質な国産生鮮果実のシェアを維持・拡大することや、機能性関与成分等を多く含み、これを表示することで、輸入果汁に比較して優位性を訴えることのできる国産果汁等の加工品の生産拡大を図ること等について、関係者が一体となって検討していくことが必要である。

(3) 果樹農業の振興に向けた基本的考え方

1) 果樹農業の好循環と「連携」の強化

果実は、消費者にとっては、米や野菜等と異なり嗜好性の高い農産品と位置付けられており、極めて消費動向に左右されやすい品目とされる。このため、新たな果樹産地の育成や果樹農業の振興に資する施策にあっては、果樹の生産現場での課題を解決する視点のみで検討するのではなく、果実をめぐる生産・流通・加工・販売・消費・輸出等を含む全体を俯瞰して、それらの分野ごとに集中的に施策を講じていく必要がある。

また、果樹農業者が実需者・消費者のニーズに合った果実を生産し、それが高く評価され、農業所得の向上をもたらし、さらにはそれを踏まえて、規模拡大や次世代への承継が円滑に進み、一層の高品質果実の生産ができるようになり、農業・農村の所得向上につながっていくという、所得向上の好循環を生み出すための施策を講じていくことが必要である。

さらに、今後の果樹農業の振興にあっては、「連携」という視点を明確に取り入れて推進することが必要である。すなわち、

- ① 果実の消費・需要を拡大するための生産地と消費地の「連携」の強化、
 - ② 高品質果実を周年的に安定供給するための産地間「競争」から産地間「連携」への移行、
 - ③ 生産・流通・加工・販売・消費・輸出等の各分野間の「連携」による、新たなバリューチェーンやサプライチェーンの構築、
- 等が必要であり、この「連携」という視点で、新たな果樹施策を展開していくことが極めて重要である。

例えば、生産地と消費地の「連携」については、食の簡便化を反映した消費が進む中で、高品質な生鮮果実のみならず、簡便性の高いカットフルーツ等の果実加工品の需要にどのように対応していくのか、また、生産地と消費地の「連携」により、ミスマッチを起こさずに果実の一層の需要拡大をどのように図っていくのか等について検討していくことが必要である。

また、産地間「競争」から産地間「連携」への移行にあっては、産地間「競争」の結果としての果実の需給変動により、価格下落のリスクを増すのではなく、産地間「連携」を通じた安定供給をどのように図っていくのか、また、輸出促進にあっても、各産地が個別に輸出に取組むことによるいわゆる共倒れリスクを回避するため、産地間「連携」を通じて「ジャパン・ブランド」をどのように形成していくのか等について検討していくことが必要である。

さらに、生産・流通・加工・販売・消費・輸出等の各分野間の「連携」については、各段階で生み出された果実やその加工品の価値・品質を消費者・実需者に伝えていくバリューチェーンをつくるとともに、消費者・実需者が果実やその加工品に求める新たなニーズについて、果樹産地をはじめとした関係者が受け止め、これに応えて新たなサプライチェーンをつくることが重要である。

以上を踏まえ、果樹農業の好循環を生み出し、新たな付加価値の創造につなげ、農業所得を向上させていくには、どのような「連携」が必要なのかを検討することが急務とされる。

2) 消費を的確に見据えた生産と生産側からの新需要創出の推進

果樹農業の好循環を形成するためには、消費・流通構造の変化に対応した生産を着実に行っていくことが重要であり、産地側は、きめ細かい多様な販路の確保や幅広い消費者・実需者ニーズに対応した生産を推進していくことが必要である。

2. 消費面での対策の推進

(1) 消費構造等の変化に対応した対策の推進

果物の摂取量は、生活スタイルや食生活の多様化、消費者の嗜好の変化、簡便化・小口化志向等が進展する中で、近年、横ばい傾向で推移しているものの、1人当たりの1日摂取量（平均値）は、117グラムに留まっており、果物の摂取推進運動における目標量（200グラム）には達しておらず、特に、20～40歳代の摂取量が少ない状況となっている。

今後は、従来から実施しているマスメディアやイベントを通じて果物の効能等を周知する手法だけでなく、食育や果物の積極的な利用拡大を図る観点から、確実に消費者ニーズに対応した果実を提供できるサプライチェーンを構築することが必要である。例えば、地産地消を活用した地場産果実の学校給食への供給システムの整備、販売形態が箱単位から小分け方式に変化している実態を踏まえた産地の出荷体制の見直し、カットフルーツ等の果実加工品をコンビニエンスストアの新商材として円滑に流通・販売できる体制の構築等が挙げられる。

また、今後の消費・需要の拡大に当たっては、産地側の対応と消費者等のニーズのギャップを検証した上で、対象を明確化した対策を講じる必要がある。例えば、他の世代に比較して摂取量が少ない働く世代を対象とした取組としては、従来からのスーパー等での果実の試食販売等の取組では限界があることから、仕事の合間に職場でみかんを食べることや、社員食堂で生鮮果実を提供する取組により果実の摂取の習慣化を促進する一方、産地間「連携」により、様々な果実を職場や社員食堂等に周年的に供給できる体制整備を図ることが必要である。

(2) 食育の一層の推進

幼少期から果物を摂取し、生涯にわたる食習慣として定着化させることは、健康的な生活を維持する上でも極めて重要である。このような中で、児童の評判がよかった地場産のかきについて、栄養教諭のアンケートを基にJAや民間企業が連携してカットフルーツに加工し、学校給食に導入する取組等が見られるようになっている。今後も、栄養士、栄養教諭等の関係者と連携し、学校給食を有効活用した食育を推進するとともに、産地における未就学児童や小学生の農業体験の受け入れ、保護者に対する果実の総合的な良さへの理解促進等の幅広い取組を推

進することが必要である。

(3) 果実加工品等を活用した新需要創出の推進

果物の消費・需要拡大においては、果実加工品等を活用した新需要の創出が重要であり、例えば、先進事例では、褐変しにくいりんごの品種を開発・育成し、カットりんごやシャーベット、ジュース、離乳食等の加工・業務用への新需要を創出する動きが見られており、今後も地域特産果実を使用した洋菓子や濃縮還元ではないストレート果汁等の関連商品を増やすなど、加工品需要に応じた商品開発及び供給体制整備を図る必要がある。

世代別の消費ニーズに合わせた果実加工品の開発・提供方法等を普及させるための支援を図ることも重要である。例えば、若年層のニーズに対応した提供方法として、①自動販売機での生鮮果実の販売の実証、②コンビニエンスストアや量販店におけるカットフルーツや食べきりパック、丸かじりりんご、③酵素加工技術による種子がなく皮を剥かずに一口で食べきれるといった果実加工品等の買いややすさや食べやすさを重視したアイテムの販売等が挙げられる。

(4) 加工食品の原料原産地表示等の食品表示制度への適切な対応

果実加工品における原料原産地表示は、消費者の商品選択に資する情報提供の取組として極めて重要である。近年、消費者は国産品を選好する傾向を強めていることから、果実加工品においても、こうした消費者の意向に的確に応えられるよう、実行可能性を確保しつつ原料原産地表示の拡大に向けた検討を行うことが必要である。

果物の機能性関与成分の表示については、果物の新需要創出に向けた取組としても重要であり、消費者への訴求において極めて有効な手法の一つとなり得ることから、例えば、健康増進に係る成分の研究が進んでいるうんしゅうみかんのβ-クリプトキサンチンについては、制度の活用を強力に推進することとする。また、例えば、りんごのプロシアニジン等の他の品目・成分においても新たな機能性表示制度の活用が図られるよう、機能性に関する科学的根拠・情報等の蓄積、成分の定量方法の標準化等の取組を推進することが必要である。

3. 生産面での対策の推進

(1) 果樹経営への発展に向けた対策の推進

①農業経営モデルの策定と普及の推進

果樹産地においては、産地ごとに多様な経営体がそれぞれの役割を担いつつ、特色のある取組を行っている。今後の果樹農業を振興していく上では、行政機関は元より、生産者、出荷団体等の関係者が、将来の農業経営モデルを共通的に認識した上で、そのモデルが育成・確保されるよう、重層的に施策を講じていくことが必要である。

このため、国は、食料・農業・農村基本計画において従前より策定してきた農業経営モデル（本基本方針第4において策定する果樹園経営の指標を含む。）について、最近の果樹の新品種育成・普及の動向や、省力化や高品質化のための新技術の開発状況、6次産業化の取組状況等を踏まえ、これからのが果樹農業の好循環を形成し、所得向上を実現できるモデルとして、消費者・実需者ニーズが高い優良品目・品種と、例えば、うんしゅうみかんの「マルチドリップかんがい方式」やりんごの「新わい化栽培」のような新たな栽培管理技術、シートマルチ被覆等を要件とした指定園地で栽培管理された高品質果実をブランドみかんとして出荷する体制、土壤診断に基づく施肥設計の見直し等による適正施肥、さらに必要に応じて果実加工品の製造や直売所・インターネット販売等の6次産業化の取組を組み合わせた、新たな農業経営モデルを作成する。

②果樹経営のキャリア展望の策定と普及の推進

若い就農希望者からは、「就農しても、将来の安定した生活ができるのか不安。」「果樹では剪定等の専門技術の習得に長い年月を要するので、果樹経営と人生設計をどのようにしていいのかわからない。」「他産業並みの所得が得られるのか疑問。」「担い手の果樹経営モデルが示されても、どうやってステップアップしていくのかわからない。」等の不安の声が多く聞かれる。

これらの不安を少しでも払拭するため、国は新たに、「果樹経営キャリアプラン（仮称）」として、若い就農希望者が、安心して就農できるようなロードマップを策定することとし、就農から担い手に至るまでの各ステップ毎に、施策を有効に活用した場合に達成可能となる経営モデルを示す。

③次世代への承継に関する対策の推進

果樹農業に取組むためには、整枝・剪定等の栽培管理技術や、高品質果実を生産するためのきめ細かな新品種の栽培管理等の専門技術の習得が必須であることから、例えば、新規就農後、独立し、経営安定を図りながら、規模拡大できるようになるまでの期間において、受入農家に加えて、試験研究機関や普及組織の全面的なバックアップにより、研修プログラムに沿った新規就農者が段階的に技術習得できる仕組みづくりを推進する。

また、新規就農者を対象として、農地中間管理機構を活用した園地集積を加速的に進めることとし、新規就農者が未収益期間のタイムラグなく円滑に営農するための園地確保について、産地協議会が農地中間管理機構等との調整や情報提供を行う取組を推進する。

今後の優良品目・品種への転換を図るために改植支援等にあっては、次世代への承継が円滑になされるよう、果樹産地において上記の取組を活用しつつ、産地計画に即した計画的な改植や園地整備等を推進することにより、ソフト・ハード両面の支援が相まって新規就農者が果樹農業に参入し

やすくなる受け皿づくりを進める。

④園地集積・規模拡大対策の推進

園地集積にあっては、農地中間管理機構を活用した一層の推進を図るとともに、園地が傾斜地に点在することが多く、面的な集積が困難な果樹の特性に対応すべく、産地協議会が農地中間管理機構等と連携しながら、効率的に園地集積を推進する新たな仕組みの構築を図る。

また、園地集積の推進にあっては、併せて、優良品目・品種への改植を推進することが必要であるため、「園地集積+改植」にインセンティブを付与する観点から、農地中間管理機構を果樹経営支援対策事業の事業実施者と位置付け、出し手の園地を優良品目・品種に転換した上で、受け手となる扱い手がこれを円滑に利用し、規模拡大が図られる仕組みを構築する。

そのほか、園地集積にあっては、①園地の斡旋ルールの明確化、②園地評価の仕組み、③借地での改植や園地基盤整備を行う場合のルールの確立、④耕作放棄化候補と見られる園地の一時的な管理手法の整備等の果樹特有の課題に対応した園地集積の推進方向を産地内で検討していくことが重要である。

⑤労働力の確保に向けた対策の推進

今後、果樹農業者の高齢化が進展することや、若い扱い手が規模拡大を推進していく上でも、機械化の困難な収穫・調製等への労働力の確保が重要となっている。このような中で、労働力の確保については、産地のみで解決する課題とするのではなく、地域の基幹産業の維持を図る点からも、県、市町村、産地が一体となって推進していく課題と位置付けることが必要である。

例えば、県、市町村、産地が一体となって、①作業受託希望者リストの作成、②作業支援者リストの作成、③調整オペレーターの設置による両者のマッチング、④将来的に作業受託を行う雇用型経営体の創設等といった産地内でのいわゆる「産地労力支援システム」の構築が急務である。

⑥耕作放棄地対策の推進

果樹は、他の作物の栽培が困難な中山間地域での栽培が多く、こういった地域を中心に形成された主産地では、果樹が農業産出額の多くを占める基幹的作物と位置付けられている。

農業経営者の高齢化の進展等により、果樹においても中山間地域を中心に耕作放棄が進展しているため、産地にあっては、規模拡大志向農家と規模縮小志向農家のリストアップ・斡旋、園地荒廃や管理不足となっている園地の把握・巡回活動、荒廃化が始まった園地に対する管理主体の創設と適切な管理作業を推進する。特に、先進事例でもみられるように、耕作放

棄が見込まれる園地の管理を行うため、剪定や収穫作業の研修を受けた農作業経験のない者などで構成される組織の設立等を進めることが重要とされる。

また、最近の先進的事例を踏まえて、園地を生食用果実から省力化が可能な加工原材料専用園地に転換し、新たな付加価値をつけた6次産業化を推進することで、耕作放棄の防止にもつなげるといった手法についても普及することが必要である。

⑦果樹共済等のセーフティネット措置の推進

農業者の経営安定を図る観点から、セーフティネット措置として、気象災害による減収を補てんする果樹共済の加入推進を図る。

さらに、自然災害等の一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金の融資を行う農林漁業セーフティネット資金の活用の周知徹底を図る。

(2) 新品種・新技術の開発・普及

①優良品目・品種への転換の推進

果樹産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図る観点から、消費者ニーズに対応した優良品目・品種への転換や高品質化を加速させるため、平成19年度から実施してきた改植等に対する支援(果樹経営支援対策事業)に加え、平成23年度からは、改植後の果実が収穫できない未収益期間における苗木の養成経費に対する支援(果樹未収益期間支援事業)を講じてきたところである。これらの事業は平成26年度で終期を迎えたが、同事業を通じて高品質果実が安定供給される産地が育成・確保されるなどの成果が挙がっており、生産現場からは、果樹対策の基幹事業と位置付けられるとの声が強く、平成27年度以降も引き続き実施することとしている。

果樹経営支援対策事業の改植支援にあっては、運用の見直しにより、落葉果樹等の改植支援の定額化、同一品種の改植、新植支援等の充実・強化を図ることとし、具体的には、かんきつ・りんご以外の主要落葉果樹等の改植についても定額で支援するとともに、同一品種の優良系統(例:りんご「ふじ」の着色系統、不知火(デコポン)の弱毒ウイルス接種系統)を改植支援の対象に追加するほか、産地が特に規模拡大を志向する新品種の新植を一定の要件の下で支援する。

改植支援については、台風、大雪等の自然災害により倒木や枝折れ等の被害を受けた果樹園の復旧支援策としても機能していることから、被害果樹については同一品種の改植を可能とするなど、産地の実情に応じた運用により、速やかな果樹産地の再生を支援する。

また、新品種の母樹管理から苗木の生産・販売に至る優良種苗の安定供給体制を整備することとし、苗木生産に必要な穂木の配布用母樹の育成・

維持体制の整備に対する支援や未収益期間を短縮できる大苗育苗に対する支援等を行う。

さらに、改植支援と併せて、引き続き、生産性向上に向けた小規模園地整備（園内道整備、園地傾斜緩和、土壤土層改良、かん水施設設置、モノレール設置等）を行う。

新品種の育成にあっては、永年性作物である果樹の場合、その育種に長期間を要することから、予め、ていねいな育種目標や開発計画の策定が重要である。なお、近年の果実の販売戦略は、品種特性や品種名で盛んに販売される傾向が強くなっているが、各試験研究機関では、新品種の育成が加速しているが、一方で、今後は、類似品種の育成やこれに投じる研究資源や労力の重複、効率性の低さを是正できる仕組みづくりが必要である。

このため、例えば、市場等の流通関係者、加工関係等の実需者、生産者、出荷団体、行政機関、普及組織、試験研究機関等からなるコンソーシアムを創設し、その場で、品種開発・普及や改植等の成果目標を設定し、役割分担を決めて、加速的に優良品種への転換を行う環境整備を図ることとし、新品種の特性把握や、産地と実需者のコーディネート、栽培技術の確立・普及を推進する。

②新技術の開発・普及の推進

技術的専門性の高い果樹農業の特性を踏まえ、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所や各県の農業大学校等では、剪定等の栽培管理技術を習得できる農業技術研修制度等を実施しているが、今後も果樹農家の後継者や新規就農者の多くが、これらの研修活動を利用できるよう、周知徹底を図るとともに、将来的には、受講人数の拡大等を図る。

また、全国の担い手間で技術や経営面の課題や対応策を情報共有し、解決策等を協議するためのネットワークを整備することとし、品目毎、世代毎等の様々な切り口から果樹に係る技術や経営、行政施策等の情報を共有したり、一堂に会して意見交換できるような取組を推進する。

果樹農業における「スマート農業」の普及を促進するためには、農業者の経営判断に資する観点からICT等の導入実証等を通じた経済的効果を具体的に示すことが有効であるが、異分野の民間企業が実証フィールドを見つけ出すことには困難が伴う。

このため、開発メーカーが実証・普及する際に、実証に取組もうとする果樹産地の募集、開発メーカーと果樹産地のマッチングなど、新技術の円滑な導入に向けた取組を推進する。

③ブランド化の一層の推進

各産地においては、果樹農業者や行政機関に加え、流通関係者、販売関係者、加工関係者と連携したブランド化戦略の策定を円滑に推進できるような環境を整備する必要があることから、産地計画において、具体的なブ

ランド化戦略の推進方策を明記することとし、これに沿ったブランドの構築を図る。なお、産地計画の策定にあっては、将来的に農協等の出荷団体が新たな販路を確保した上で果樹農業者から果実を買い取るといった出荷形態を推進することで、果樹農業者の所得向上を図ることについても十分に検討すべきである。

さらに、最近の消費・流通構造の変化に対応した高品質果実の安定供給が図られるよう、一つの果樹産地が勝者となるような産地間「競争」ではなく、全国の果樹産地の「連携」を強化することで、全ての果樹産地の収益力が強化され、果樹農業の好循環が形成されるようなブランド化戦略の策定が必要である。

また、ブランド化戦略の実現に向け、産地の集出荷・流通体制の再編整備が図られるよう、出荷流通面で非効率と認められる小規模な集出荷施設等の整理統合を促進するとともに、糖度・酸度等の内部品質や傷を検査できる光センサーを用いた選果機能を有する集出荷体制の整備を図る。

(3) 最近の流通・消費事情にあった需給調整対策の円滑な推進

果樹には依然としておもて年・うら年が存在し、生産年により需給バランスが大きく変化する場合があることや、最近の異常気象をはじめとする気象状況の変化が産地ごとの果実の生育速度に影響を及ぼすことにより、短期的な出荷集中を誘発して販売環境に悪影響を及ぼし、販売価格の下落につながることがある。

また、最近の需給状況を見ると、うんしゅうみかんにあっては、おもて年・うら年の較差が少なくなっているにもかかわらず、長雨等の気象状況により品質が低下した場合には、需給の数量的アンバランスによる価格低下ではなく、品質面で市場評価が低下し、価格の低迷をもたらす事態が見られるようになっている。

このため、今後も、生産量が多い主要果実であるうんしゅうみかん及びりんごについては引き続き、生産者団体が中心となった計画生産・出荷を主な内容とする需給安定措置を適切に実施する。特に、今後の需給調整にあっては、安定的な価格が形成・維持できるよう、各産地は産地「連携」の重要性を十分に認識して、適切に対応することが重要である。

特に、産地間「競争」から産地間「連携」への円滑な移行による需給調整が推進されるよう、生産出荷団体が作成する全国生産出荷目標において、出荷時期に出荷量の大幅な増減が見込まれる場合には、出荷量の産地間調整を行い、出荷量の平準化を図る等の対応を適切に実施する必要がある。

計画生産・出荷の取組を行ってもなお一時的な出荷集中がある場合は、生食用の販売価格の安定を図るために、加工原料相場や加工業者の経営に悪影響を及ぼさない範囲で、生食用果実を加工用途に仕向ける措置を講じる。

さらに、おもて年やうら年にかかわらず、構造的に供給量の多いうんしゅうみかんの極早生品種については、産地間の「連携」を前提として、適正な生産量への誘導と中晩かん等の優良品目・品種への転換を加速的に推進するとともに、一定水準以上の品質の確保が困難と認められる園地については、改植のほか、廃園等も視野に入れた園地整備等も推進する。

(4) 新たな分野の進出に向けた支援の推進(6次産業化への支援)

農業者の所得減少や担い手不足の深刻化等により農村の活力が低下する中、農村に期待される役割を確保するためには、その活力の再生に向け、農業者等による農業及び関連産業の総合化によりその所得を確保する必要があることから、自らの生産に係る農産物の加工、消費者への直接販売、実需者との契約取引、農家レストラン等に主体的に進出し、経営を多角化・高度化する取組を推進することが重要である。

このため、果樹農業者が主体となって行う6次産業化の取組に対し、農林漁業成長産業化ファンドを通じた出資等による支援と経営支援を一体的に実施とともに、6次産業化の具体的な事業構想等に対するアドバイス、新技術の実証、新商品の開発等の取組への支援、農業者が6次産業化に取組む場合に必要となる加工・販売施設等の整備や、地域ぐるみで6次産業化の取組を行う場合、新商品の開発等の取組に必要となる加工機械等の整備に対して支援する。

(5) 鳥獣被害対策、地球温暖化への対応の一層の推進

中山間地域での栽培が多い果樹については、野生鳥獣の生息地域と接すること多く、農作物全体の被害金額199億円（平成25年度）の約2割にあたる42億円を果樹が占めており、品目別では野菜、イネに次いで、被害金額が大きくなっている。果樹に被害を及ぼしている鳥獣種は、イノシシ、カラス、サル、シカ、ムクドリ、ハクビシン等が報告されている。

このような中で、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、被害の実績を踏まえて市町村が策定した被害防止計画により、鳥獣被害対策実施隊を核として、鳥獣種の特性に応じた対策を着実に実施することとする。

また、地球温暖化が進行する中、果樹にあっても、高温等の影響で、うんしゅうみかんの浮皮りんご・ぶどうの着色障害等が発生している。このため、従前から、地球温暖化の影響や適応策等をまとめた「地球温暖化影響調査レポート」を取りまとめ、これを各都道府県に対して提示し、対策の普及を図っている。

地球温暖化に伴う高温障害の発生については、果樹は品目転換に時間を要することから、これらの発生頻度が高まれば、今後の果樹農業への影響が懸念される。このため、地球温暖化適応策として、浮皮や日焼け等の果実の障害の発生を抑えるカルシウム剤や遮光資材の利用を推進するとともに、今後も、高温等による果実の障害発生等に対応できる作柄安定技術の開発・普及の推進や、改植支援を活用して、高温でも着色しやすい品種の導入や、りんごの黄色系品種の普及を進める。

4. 輸出面での対策の推進

(1) 戦略的な輸出対策の推進

今後の果実の輸出については、輸出促進の指令塔として設置された輸出戦略実行委員会において決定された「青果物の輸出拡大方針」に基づき、オールジャパン体制を構築し、「ジャパン・ブランド」の確立を通じて、その拡大を戦略的に進めて行くことが重要である。

具体的には、オールジャパン体制の確立について、インドネシア、タイ、ベトナム等の新興市場を中心に、海外マーケット調査や宣伝活動等を一元的に取り組む輸出商社等を中心とした青果物に関する輸出団体の設立に向けた検討を行う。

加えて、青果物の輸出団体による輸出先国、時期等の調整により、海外の百貨店等で周年的に国産青果物が販売できる「多品目周年供給体制」の実現に向けた検討を行う。

(2) 輸出の加速化に向けた環境整備の推進

「青果物の輸出拡大方針」に基づいた輸出を推進していく中で、輸出の加速化に向けた環境整備を図ることが極めて重要となっている。

このため、まずは、青果物の輸出団体を中心に、国内輸出産地、国の関係部局との連携により、輸出国の植物検疫や残留農薬基準、放射性物質に係る輸入規制等の課題について、優先順位を明確化した上で、戦略的に対応する。

また、航空機による輸出が中心となる中東・欧州向け輸出については、青果物の輸出団体を中心に、東京国際空港（羽田空港）、那覇空港等をハブ港として、コスト面で効果的な輸出体制の強化を検討するとともに、空港近辺における流通拠点の整備を図る。

第2 果樹の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の 目標

(現在、試験研究機関等関係者と調整中)

第3 栽培に適する自然的条件に関する基準

(現在、試験研究機関等関係者と調整中)

第4 近代的な果樹園経営の基本的指標

(現在、試験研究機関等関係者と調整中)

第5 異実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項

(1) バリューチェーンの構築の推進

生産者の所得を向上し経営を安定化させるといった果樹農業の好循環を形成していくためには、異実の生産といった取組に加え、異実の加工・流通・販売等での高付加価値化の取組が重要である。

果樹産地側が、食品産業を始めとする異業種との新たな結合により、その価値を大きく高めながら、消費者につないでいく、いわゆる生産から消費までのバリューチェーンの構築が不可欠であり、産地や加工業者単独での対応ではなく、生産・流通・加工・販売等の各段階の供給者が「連携」して、一体的に対応するバリューチェーンの構築が急務の課題とされる。

(2) 異実流通の高度化の推進

近年、ガソリン価格の高騰やトラックドライバー不足等により流通経費が増加しており、生産者の所得向上や適切な価格での消費者への供給が困難になってきている。このため、一層の流通の合理化・効率化を進めつつ、異実の安定供給が可能となる流通体制の整備が急務とされる。

具体的には、①県単位の集出荷体制から複数県にまたがった広域連合による集出荷体制の整備、既存の集出荷体制の再編統合の推進、②トラック輸送から船舶・鉄道輸送への転換(モーダルシフト化)の推進、③切れ目のないコールドチェーン(パーフェクト・コールドチェーン)の構築等を最優先で推進していくことが必要である。

(3) 安定した加工原材料の確保の推進

国産加工原材料の安定供給が図られるよう、引き続き、生産者と果汁加工業者等との長期契約の推進や作柄安定に資する栽培管理技術等の導入を促進することが重要である。

例えば、果汁加工業者等との長期契約により、原料異実の長期・安定供給に取組む産地に対して、シートマルチや病害虫防除資材の導入などの作柄安定に資する栽培管理技術等を導入するほか、既に安定供給契約を結んでいる生産者が不作時に果汁加工業者等に供給できなかった場合の対応の検討も必要である。

一方で、産地側にあっては、先進事例として、りんごでは、加工用に適した生鮮用とは異なる通常より密植で機械を最大限活用できる樹づくりや、省力生産流通技術の導入等による長期契約での加工専用りんごの大規模経営を実践している経営者もおり、今後は、これらの事例を踏まえた新たな加工原材料の供給産地の育成も必要となっている。

また、栽培面積の減少や作柄の不安定により果汁加工原料の安定的な確保が困難となっている中で、果汁工場の稼働率は概して低く、その搾汁部門の経営は赤字となっているところが多い状況である。このため、既存工場の整理統合を念頭

に、その再編合理化を検討することも急務の課題とされる。

(4) 果実加工分野への進出の推進

原料用果実生産における一層の低コスト生産手法の確立や加工を前提とした新たな栽培体系の開発を推進するとともに、産地における高付加価値の果実加工品を生産に必要な加工施設の整備や加工専用園地の設置等を促進する。

第6 その他必要な事項

(以 上)